

大分県防災ヘリコプターの市町村防災訓練等参加に関する取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、大分県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第16条第4項の規定に基づき、大分県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）が市町村、消防局及び各消防本部並びに、その他関係機関（以下「市町村等」という。）の実施する訓練に参加する場合の参加基準及び申請手続について、必要な事項を定めるものとする。

(参加基準)

第2 防災ヘリの参加は、市町村等が主催する防災訓練及び消防訓練（以下「防災訓練等」という。）とする。

2 防災ヘリの訓練種目は、情報収集訓練、救助訓練、救急訓練、消火訓練、物資輸送訓練等とする。

(使用申込)

第3 防災ヘリの使用を希望する者は、毎年2月末日までに翌年度の使用予定について防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）により防災航空隊を經由し運航管理責任者に提出するものとする。

(申請手続)

第4 防災ヘリの使用を予定する者は、使用日の2ヵ月前までに防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）、防災ヘリコプター使用申請書（様式第3号）及び、防災訓練の計画書を添えて防災航空隊を經由して運航管理責任者に申請するものとする。

(使用承認)

第5 運航管理責任者は、第4の申請があったときは、その使用目的及び内容等について運航責任者と協議のうえ、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 運航管理責任者は前項により承認した場合は、防災ヘリコプター使用承認書（様式第4号）を交付するものとする。

3 運航管理責任者は、前項の通知をする場合、必要な条件を付けることができる。

(参加の中止等)

第6 市町村等の防災訓練等への参加前又は参加中に要綱第17条第1項の規定に基づく緊急運航を要する事態が生じた場合は、これを優先し、訓練の参加を中止または中断する。

2 当日の気象条件が防災ヘリの運航に適さない場合には、防災航空管理者より市町村等の長に連絡し、訓練の一部または全部の参加を中止する。

(市町村等の措置)

第7 市町村等の長は、第5の2による使用承認の通知があった場合、次の必要な措置を行うものとする。

(1) 防災ヘリの離着陸場所を確保し、航空法施行規則第172条の2に規定する飛行場外離着陸許可申請に係る飛行場外離着陸場（以下「場外離着陸場」という。）位置図、要図、場外離着陸場の土地使用承諾書を作成し、訓練日の2ヵ月前までに防災航空隊に提出する。

(2) 離着陸地帯に散水等必要な措置を講ずる。

(3) 防災ヘリの離着陸に際しては、人員を配置して離着陸地帯及びその付近への立ち入りを禁止する。

(4) 防災ヘリの離着陸に伴う騒音、砂塵等について、事前に離着陸場所周辺住民に理解を得ておく。また、万一これらの苦情等が発生した場合には、市町村等の責任で処理する。

(5) 防災航空隊が行う場外離着陸場の確認のための事前調査、訓練に対しては、

(2)～(4)の措置を講ずる。

(6) 訓練に必要な資器材の借用、輸送等が必要な場合には、所要の協力を行う。

(訓練に伴う事故)

第8 防災ヘリの運航上の事故を除き、市町村等の重大な過失に伴い、訓練参加者及び第三者に損害を与えた事故については、県は責任を負わないものとする。

附則 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年2月9日から施行する。